

総行給第 81 号
平成 24 年 11 月 26 日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議長
各指定都市議会議長
各人事委員会委員長

殿

総務省自治行政局公務員部長

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）等について（通知）

国家公務員の退職手当については、「地方公務員の退職給付の給付水準の見直し等について」（平成 24 年 11 月 26 日総行給第 77 号・総行福第 309 号）で通知したとおり、第 181 回国会において「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 96 号）が本日公布され、平成 25 年 1 月 1 日から施行（一部の規定を除く。）されることとなりました。

つきましては、別紙のとおり条例参考例を送付しますので、地方公務員の退職手当制度について、適切な措置を講じられるようお願いいたします。

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（仮称）については制定され次第追って情報提供いたします。

この旨、貴管内の市区町村及び退職手当組合等に対しても併せて周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は地方公務員法第 59 条（技術的助言）及び地方自治法第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。